

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川、及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等……………会計年度末における市場価格

② 市場価格がない有価証券等……………取得原価

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

4. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 3 0 0 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

5. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

② 退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を積立持分相当額として控除した額を計上しております。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

6. リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース総額が 3 0 0 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

7. 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

8. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 重要な偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
茨城県信用保証協会	－ 千円	20,739 千円	1,661,281 千円	1,682,020 千円
合計	－ 千円	20,739 千円	1,661,281 千円	1,682,020 千円

V. 追加情報

1. 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
競輪事業特別会計	特別会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 特別会計は、すべて全部連結の対象としています。

2. 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3. 財務書類の表示金額単位

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

4. 売却可能資産の範囲及び内訳

ア. 範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産を対象としています。

イ. 内訳

事業用資産	142,513	千円	(	142,513	千円)
土地	142,513	千円	(	142,513	千円)
立木竹	—	千円	(	—	千円)
建物	—	千円	(	—	千円)
工作物	—	千円	(	—	千円)
船舶	—	千円	(	—	千円)
浮標等	—	千円	(	—	千円)
航空機	—	千円	(	—	千円)
その他	—	千円	(	—	千円)
インフラ資産	—	千円	(	—	千円)
土地	—	千円	(	—	千円)
建物	—	千円	(	—	千円)
工作物	—	千円	(	—	千円)
その他	—	千円	(	—	千円)
物品	—	千円	(	—	千円)

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっ
ています。

上記の（ ）内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。